

28修理第799号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名称 共立医科器械株式会社

事業所の
所在地 岩手県盛岡市愛宕町15番9号

事業所の
名称 共立医科器械株式会社

修理区分 動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許可の
有効期間 平成28年5月10日から
平成33年5月9日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

平成28年4月13日

農林水産大臣

森山 裕

